平成２６年（フ）第３０９号
愛媛県松山市山越２丁目５番37号　弥生ハイツ101号
債務者　松田　政文
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森本　明宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月26日午後３時
5　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７０号
福島市飯坂町平野字恵名持４番地の３
債務者　伊藤さとみ
1　決定年月日時　平成26年11月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　久納　京祐
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第６７９号
神戸市垂水区本多聞７丁目２番１―705号
債務者　奥田　健一
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦本　真希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月18日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４９２号
埼玉県比企郡鳩山町大字今宿310番地２
債務者　清水長三郎
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　宏一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５１０号
埼玉県鶴ヶ島市脚折町２丁目７番13―207号　シティパレス脚折Ｎｏ．１、前住所埼玉県東松山市若松町１丁目13番30号　レグザ東松山505号
債務者　天野　裕二
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木　修
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５１５号
埼玉県飯能市大字原市場1837番地１
債務者　小林　逸夫
1　決定年月日時　平成26年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５７７号
京都市南区上鳥羽苗代町１番地　メゾンブランシュＢ305号室
債務者　大頭　剛史
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩橋　多恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月４日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２７９号
栃木県日光市森友669グリーンハイツ石岡203、住民票上の住所北海道松前郡松前町字豊岡519番地の１
債務者　今　　一樹（旧姓小池）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３１１号
北海道北斗市久根別２丁目20番１号
債務者　藤田　貴之
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３１７号
函館市昭和町22番地166
債務者　田原　順司
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３２３号
函館市深堀町25番29―201号　ノースヴィラ深堀Ⅲ
債務者　田村　絵美
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３２４号
函館市昭和３丁目36番23―403号
債務者　碇　信一郎
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３２６号
函館市富岡町１丁目15番14号
債務者　槻舘　昭平
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３２７号
函館市富岡町１丁目15番14号
債務者　槻舘　泰子
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第２３６号
和歌山市黒田269番地の４　中野ハイツ302号室
債務者　晴川　真衣
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８７号
和歌山県紀の川市貴志川町丸栖983番地３　アヴァンセ202号
債務者　Ｙ’ｓ　ｃｏｍｐａｎｙこと　石本　良浩
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２９８号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地14棟１階345号
債務者　大谷　千佳（旧姓岩倉）
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係